

令和2年4月17日

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

### ○特記事項あり

ノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）、電子レンジ、電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について  
(詳細は次頁以降参照。)

- |   |    |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>(うち石油ストーブ（開放式）1件)   | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>(うちノートパソコン1件、電子レンジ1件、照明器具1件、<br>電気こたつ1件、電動アシスト自転車1件)   | 5件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>(うちリチウム電池内蔵充電器2件、布団乾燥機1件、<br>電子レンジ1件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、<br>昇圧ユニット（太陽光発電システム用）1件、エアコン（室外機）1件、<br>加湿器（スチーム式）1件)        | 8件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |    |
| 1. ~4. の詳細は別紙のとおりです。  |    |
| 5. 留意事項<br>これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。<br>本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。 |    |

## 6. 特記事項

### (1) 株式会社東芝（現 Dynabook 株式会社）が輸入したノートパソコン用 ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A202000036）

#### ①事故事象について

火災警報器が鳴動したため確認すると、株式会社東芝（現 Dynabook 株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコン及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

#### ②当該製品のリコール（無償部品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品に付属の一部の ACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202000036）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

#### ③対象製品：ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月～7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月～4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年（平成30年）6月22日からリコール（無償部品交換）を実施

回収率：16.1%（2020年3月31日時点）

**<リコール対象製品での事故件数>**

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」又は「デスクトップパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2014年度	0	—
2019年度	8	火災	2013年度	0	—
2018年度	8	火災	2012年度	0	—
2017年度	4	火災	2011年度	0	—
2016年度	4	火災	2010年度	0	—
2015年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202000036）は含まない。

**<ACアダプターの外観及び確認方法>**

ACアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

G71C0009S210



G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



**④使用者への注意喚起**

対象製品をお持ちの方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

**【問合せ先】**

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120（008）772

受付時間：9時～19時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：[http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806\\_aca.htm](http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm)

## (2) 小泉成器株式会社が輸入した電子レンジについて（管理番号：A202000037）

### ①事故事象について

小泉成器株式会社（法人番号：3120001079011）が輸入した電子レンジを使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることで、ドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパークが発生し、トランкиング現象（絶縁破壊による短絡）が起こり、出火に至ったものと考えられます。

### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るために、2007年（平成19年）9月12日にウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行い、また2008年（平成20年）3月以降、複数回にわたりテレビCM放送を実施し、さらに、販売店を通じた使用者へのダイレクトメールの送付や店頭告知により、対象製品について無償改修（スイッチの交換）を実施しています。

### ③対象製品：機種・型式、製造期間、対象台数

機種・型式	製造期間	対象台数
KRD-0105	1997年1月－6月期 ～ 1999年7月－12月期	18,978
	1997年1月－6月期 ～ 2000年7月－12月期	61,094
合 計		80,072

2007年（平成19年）9月12日からリコール（無償改修）を実施  
改修率：6.5%（2020年3月31日時点）

### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2014年度	2	火災
2019年度	0	—	2013年度	3	火災
2018年度	0	—	2012年度	2	火災
2017年度	1	火災	2011年度	3	火災
2016年度	3	火災	2010年度	2	火災
2015年度	2	火災			

※当該事故（管理番号：A202000037）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

(KRD-0105の場合)



(KRD-0106の場合)



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

小泉成器株式会社

電話番号：0120(551)494

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・年末年始・夏季休業日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.koizumiseiki.co.jp/support/important/post.html>

### (3) ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車について

(管理番号 : A202000046)

#### ①事故事象について

ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」（※）を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

（※）「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

#### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

#### ③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	<a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a>	2003年9月～2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	<a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a>	2004年10月～2015年1月	266,225
合計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施

改修率：4.7%（2020年3月31日時点）

### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	3	重傷	2014年度	0	—
2019年度	42	重傷	2013年度	0	—
2018年度	1	重傷	2012年度	0	—
2017年度	2	重傷	2011年度	0	—
2016年度	0	—	2010年度	0	—
2015年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202000046）は含まない。

### <対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

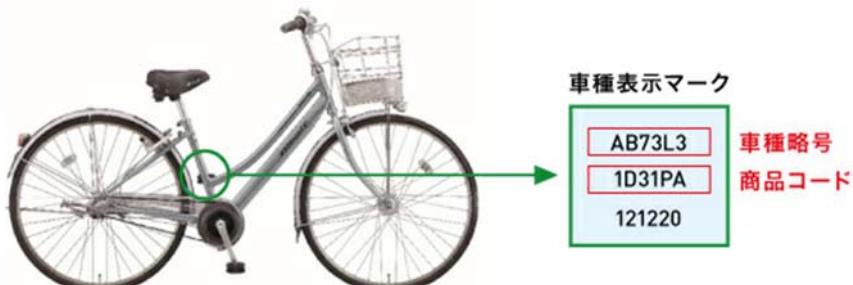
表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



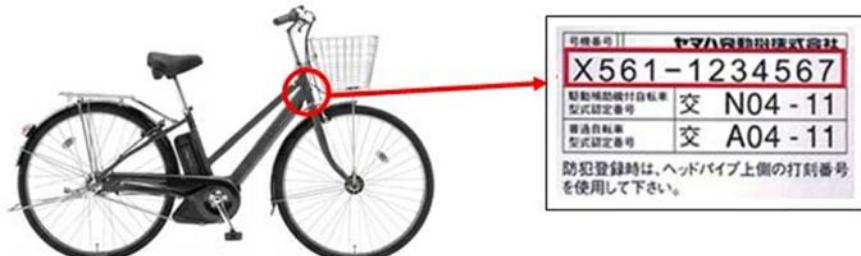
## <車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

### ○ブリヂストンサイクルブランドの場合



### ○ヤマハ発動機ブランドの場合



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様センター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様センター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

**【本発表資料の問合せ先】**

**消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）**

**担当：鈴木、柳川、豊田**

**電話：03(3507)9204（直通）**

**FAX：03(3507)9290**

**経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室**

**担当：橋爪、田代、大江**

**電話：03(3501)1707（直通）**

**FAX：03(3501)2805**

## ■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

### 1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000035	令和2年3月9日	令和2年4月13日	石油ストーブ(開放式)	LC-L502	株式会社トヨミ	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があつた。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月3日

### 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であつて、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000036	令和2年4月2日	令和2年4月14日	ノートパソコン	dynabook Satellite B351/W2MC	株式会社東芝(現 Dynabook株式会社)(輸入事業者)	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	埼玉県	令和2年4月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成30年6月22日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:16.1%
A202000037	令和2年4月6日	令和2年4月14日	電子レンジ	KRD-0106	小泉成器株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因是、現在、調査中であるが、当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることで、ドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパークが発生し、トラッキング現象(絶縁破壊による短絡)が起こり、出火に至ったものと考えられる。	愛知県	令和2年4月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成19年9月12日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:6.5%
A202000038	令和2年3月31日	令和2年4月14日	照明器具	NF43506	松下電工株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	施設で当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	奈良県	製造から25年以上経過した製品

## 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000044	令和2年2月2日	令和2年4月14日	電気こたつ	NST-75-2 BK	株式会社ニトリ (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	令和2年4月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月2日 平成28年4月13日から自主回収を実施
A202000046	令和2年3月20日	令和2年4月15日	電動アシスト自転車	PM26NL	ヤマハ発動機株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	大阪府	令和元年6月24日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率: 4.7%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000034	令和2年3月23日	令和2年4月13日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年4月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月31日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A202000039	令和2年3月16日	令和2年4月14日	布団乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を溶融する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月2日
A202000040	令和2年3月13日	令和2年4月14日	電子レンジ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から35年以上経過した製品 令和2年4月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月6日
A202000041	令和2年4月3日	令和2年4月14日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	昇圧ユニット(太陽光発電システム用)に関する事故(A202000042)と同一 令和2年4月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000042	令和2年4月3日	令和2年4月14日	昇圧ユニット(太陽光発電システム用)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)に関する事故(A202000041)と同一

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000043	令和2年4月3日	令和2年4月14日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和2年4月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000045	令和2年2月11日	令和2年4月15日	加湿器(スチーム式)	重傷1名	当該製品を使用中、幼児が手に火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月14日
A202000047	令和2年2月20日	令和2年4月15日	リチウム電池内蔵充電器	火災	店舗で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月8日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

照明器具（管理番号:A202000038）



電気こたつ（管理番号:A202000044）

